

盛岡市監査委員告示第 27 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に係る措置について、同条第 14 項に基づき市長から通知があったので、同項の規定により公表する。

令和 2 年 9 月 28 日

盛岡市監査委員	村 田 芳 三
同	菅 原 和 彦
同	小山田 正 美
同	八木橋 美 紀

- 1 定期監査の結果の報告 令和 2 年 7 月 13 日付け 2 盛監第 23 号
- 2 対象部署 上下水道局及び市立病院
- 3 措置を講じた旨の通知 別添のとおり。